

当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別指針と情報ノート

ビルマ：政府を批判する者

2.0 版

2017 年 3 月

序文

本書は、英国内務省の意思決定者に、特定の種類の保護及び人権の申請の処理に当たる上での出身国情報（COI）及び政策指針を提供するものである。これには、申請が、庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化する可能性が高いものであるか否か、また、申請が却下された場合、2002 年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）第 94 条に基づき「明らかに根拠がない」と証明できる可能性が高いものであるか否かに関する指針も含まれる。

意思決定者は、本書で取り上げる政策指針、利用可能な COI、適用可能な判例法及び関連する政策に関する内務省のケースワーク指針を含む、個々の事案に固有の事実及び関連するあらゆる証拠を考慮して、申請を個々の事情に応じて検討しなければならない。

国別情報

本書に掲載されている COI は、（通常）英語で発表された幅広い外部情報から編纂されたものである。情報の妥当性、信憑性、精度、客観性、通用性、透明性、追跡可能性を考慮し、可能な場合には、正確さを確保するため、独立した情報源で使用されている情報の裏付けを試みた。引用した情報源はすべて脚注に記載した。COI は、2008 年 4 月の『出身国情報（COI）の処理に関する EU 共通指針（[Common EU \[European Union\] Guidelines for Processing Country of Origin Information \(COI\)](#)）』、及び 2012 年 7 月の『欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告の方法（[European Asylum Support Office's research guidelines, Country of Origin Information report methodology](#)）』を参照して調査し、提示されたものである。

フィードバック

当省の最終目標は、提供する資料を継続的に改善することである。したがって、本書へのコメントを希望される場合には、国別政策・情報チーム（[the Country Policy and Information Team](#)）まで電子メールにてご連絡いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI）は、内務省の COI 資料の内容について国境・移民独立主任検査官（Independent Chief Inspector of Borders and Immigration）に勧告を行う目的で、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

Independent Chief Inspector of Borders and Immigration（国境・移民独立主任検査官）
5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

Email: chiefinspector@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI の業務に関する情報及び IAGCI が審査した COI 文書のリストは、独立主任検査官のウェブサイト <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> で閲覧することができる。

目次

政策指針.....	5
1. はじめに.....	5
1.1 申請の根拠.....	5
1.2 留意点.....	5
2. 論点の検討.....	5
2.1 信憑性.....	5
2.2 リスクの評価.....	5
2.3 保護.....	7
2.4 国内移動.....	7
2.5 証明.....	7
3. 政策の概要.....	8
国別情報.....	9
4. 政治史.....	9
4.1 背景.....	9
4.2 2015 年の選挙.....	9
5. 政治改革.....	9
5.1 政治情勢の変化.....	9
5.2 2016 年 3 月以降の政府.....	10
6. 所属政党.....	11
6.1 政治的表現の自由.....	11
6.2 監視.....	13
6.3 政治犯.....	14
7. 結社・集会の自由.....	15
7.1 法的権利.....	15
7.2 農業者と土地の権利の活動家.....	17
7.3 デモ.....	17
8. 言論・報道の自由.....	18
8.1 法的権利.....	18
8.2 人権擁護者.....	19

8.3	ジャーナリスト、ライター、メディア従事者	19
8.4	インターネット上の自由	21
9.	移動の自由	22
9.1	法的権利と制限	22
10.	ビルマの出入国	23
10.1	入国地点と出国地点	23
10.2	移民手続き	23
10.3	出国ビザ	23
10.4	ビルマへの入国	24
10.5	ブラックリスト	25
	附属文書	27

政策指針

2017年3月12日

1. はじめに

1.1 申請の根拠

- 1.1.1 ビルマ政府に対する実際の批判又は批判しているとみなされたことを理由とする国家による迫害の恐怖

1.2 留意点

- 1.2.1 ビルマの政府は、1988年の民主化を求める民主の蜂起に対する暴力的抑圧に続き、1989年に一方的に国名をミャンマーに変更した。英国政府はビルマ軍事政権の合法性を認めていなかったため、軍が主導したビルマからのミャンマーへの国名変更や主要都市ラングーンのヤンゴンへの名称変更を認めなかった。英国政府は終始、国名についての最終決定は民主的に選ばれた政府がすべきだと主張してきた。国際的には両方の国名が認められている。
- 1.2.2 本書の指針は、申請者がロヒンギヤであることを根拠とする申請には適用されない。この申請に関する指針は現在作成中であり、まもなく発行の予定である。

2. 論点の検討

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性評価に関する情報は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#))』を参照。
- 2.1.2 意思決定者は、庇護申請の前に英国ビザ又はその他の許可の申請があったかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の面接の前に実施すべきである。『ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants](#))』を参照。
- 2.1.3 また、意思決定者は、言語分析テスト実施の必要性も検討しなければならない。『言語分析に関する庇護指令 ([Asylum Instruction on Language Analysis](#))』を参照。

2.2 リスクの評価

i. 国による扱い

- 2.2.1 2016年3月の軍事政権から文民政権への移行以来、政治的意見の多様性、結社の自由、報道とインターネットに基づく表現の自由に対する容認度は高くなってきている。現在、表現・結社・集会の自由の権利の行使に対しては制限が、政府を実際に批判する者又は批判しているとみなされた者に対しては脅迫、いやがらせ及び逮捕が行われており、懸念がある。広範な改革の結果、数千人の政治犯が釈

放された（[政治犯](#)を含む[政治改革](#)、[所属政党](#)、[結社・集会の自由](#)及び[言論・報道の自由](#)を参照）。

2.2.2 さらに、D フォームという形式でのビルマ出国許可は必要なくなった。したがって、ビルマを「不法」出国した者は、パスポートや管轄ビルマ大使館が交付した身分証明を持たずに帰国しない限り、ビルマ帰国時に投獄されるリスクはなくなった（[ビルマの出入国](#)参照）。

2.2.3 こうしたビルマの統治と出入国手続きの大幅で永続的な変更は、先の軍暫定政府下の条件に基づいていたことが明白な [TS \(Political opponents –risk\) Burma/Myanmar CG \[2013\] UKUT 281 \(IAC\) \(25 June 2013\)](#) 事件と [HM \(Risk factors for Burmese citizens\) Burma CG \[2006\] UKAIT 00012 \(23 January 2006\)](#) 事件で認定された事実からの乖離を示す、有力な証拠により裏付けられた十分な根拠だというのが内務省の見解である。したがって、意思決定者は [TS](#) 事件と [HM](#) 事件の国別指針に従うべきではない。

2.2.4 古い抑圧的な法はすでに廃止されたが、先の軍事政権下の法規定の一部が、市民社会のアクター、ジャーナリスト、人権擁護者、政府に批判的と思われる者の逮捕、訴追、有罪宣告に適用されている。拘禁され、迫害に相当するような扱いを受けるリスクはかなり低減している（[政治的表現の自由](#)、[結社・集会の自由](#)及び[言論・報道の自由](#)を参照）。刑務所の状況については、『ビルマ：刑務所の状況（[Burma: Prison conditions](#)）』に関する国別政策・情報を参照のこと。

2.2.5 自己の政治的意見を表明したという理由だけでリスクにさらされる可能性は低い。リスクにさらされるのは、重要人物を中傷する発言をする、承認されたデモの条件に関する法を遵守しないといった加重要素が加わった者である。各事案はその事実に基づいて検討する必要がある、リスクにさらされていることを証明する立証責任は申請当事者にある（[政治的表現の自由](#)、[結社・集会の自由](#)及び[言論・報道の自由](#)を参照）。

ii. 後発的活動

2.2.6 英国でデモや政治集会への参加を通してビルマ政府に反対を唱える者は、その政治活動を理由にビルマ帰国時に拘束される現実のリスクがあるとはみなされなくなった。ビルマ国内で政治的意見を述べる者と同様に、リスクにさらされるのは、重要人物を中傷する発言をするといった加重要素が加わった者である。各事案はその事実に基づいて検討する必要がある、リスクにさらされていることを証明する立証責任は申請当事者にある。

2.2.7 先の軍事政権の政治的反体制者と思われる者－ビルマ国民と外国人の両方－の「ブラックリスト」から数千人が削除された。市民社会アクターの中には「ブラックリスト」に再掲載された者もいる。このリストに掲載されていると、ビルマからの出国及びビルマへの入国が制限されることがある。「ブラックリスト」に掲載されているビルマ市民の数は少ない（全人口合計約 5,700 万人のうち 185 人）。このリストに自己の名が掲載されていることを証明する立証責任は申請当事者にある（[ブラックリスト](#)参照）。

2.2.8 英国で政治活動をしているビルマのパスポート又はこれに代わるビルマ大使館発行の証明書の所持者がビルマ帰国時に移民法違反でリスクに直面する可能性は低い。しかしながら、その者が「ブラックリスト」に掲載されていた場合には、こ

れまで同様帰国時にビルマ当局から目を付けられる可能性がある（[ビルマの出入国](#)を参照）。いずれの場合も、その事実に基づいて検討しなければならない。

iii. 不法出国

- 2.2.9 ビルマを出国するのに「出国ビザ」は必要なくなった。先の政権下では、ビルマ市民が合法的にビルマを出国するには有効なパスポートと「D フォーム」として知られる有効な出国書類を所持している必要があった。しかし、この有効な D フォーム所持の要件は 2014 年に廃止された。したがって、ビルマを「非合法に」出国したという主張は適用されなくなり、出国時にその者が有効なパスポートか D フォームを所持せずにビルマを出国した場合、一般に帰国時に投獄されるリスクはない。
- 2.2.10 ビルマ移民法（Burma Immigration Act）は、有効なビルマのパスポートを所持せずにビルマ市民がビルマに入国することを明確に禁止している。しかし、有効な又は期限の切れたパスポートを持たない者にビルマ大使館が身分証明書を交付することがある。身分証明書を持ってビルマに帰国する者は、帰国時に投獄されるリスクにさらされることはない（[ビルマの出入国](#)参照）。
- 2.2.11 リスク評価の詳しい指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令（[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#)）』を参照。

2.3 保護

- 2.3.1 当該者の恐怖が国家による迫害や深刻な危害である場合、当局から保護を受けることはできない。
- 2.3.2 政府は治安部隊や法の適用を直接支配していない。治安部隊は場合に応じて刑事責任の免責特権を受けて行動することができ、現在そのような状況を是正する手段はない（[2016 年 3 月以降の政府](#)を参照）。
- 2.3.3 国から保護を受けられるか否かの評価に関する詳しい指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令（[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#)）』を参照。

2.4 国内移動

- 2.4.1 当該者の恐怖が国家による迫害や深刻な危害であるので、このリスクを回避するために国内移動することはできない。
- 2.4.2 国内移動に関する詳しい指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令（[Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status](#)）』を参照。

2.5 証明

- 2.5.1 申請が却下された場合、2002 年国籍、移住及び庇護法第 94 条に基づき「明らかに根拠がない」と証明できる可能性がある。
- 2.5.2 証明に関する詳細な指針は、『2002 年国籍・移民・亡命法第 94 条に基づく保護及び人権の申請の（明らかに根拠がない申請）の証明（[Certification of Protection](#)

[and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 \(clearly unfounded claims\)\)』](#)を参照。

3. 政策の概要

- 3.1.1 政局及び出入国手続きの変化を考慮すると、意思決定者は [TS](#) 事件と [HM](#) 事件の国別指針に従うべきではない。
- 3.1.2 2016 年 3 月の軍事政権から文民政権への移行以来、政治的意見の多様性、結社の自由、報道とインターネットに基づく表現の自由に対する容認度が高くなってきている。現在、表現・結社・集会の自由の権利の行使に対しては制限が、政府を実際に批判する者又は批判していると認識された者に対しては脅迫、いやがらせ及び逮捕が行われており、懸念が残っている。
- 3.1.3 法規定が、市民社会のアクター、ジャーナリスト、人権擁護者、政府に批判的と思われる者の逮捕、訴追、有罪宣告に適用されている。しかしながら、自己の政治的意見を表明したという理由だけでリスクにさらされる可能性は低い。
- 3.1.4 広範な改革の結果、数千人の政治犯が釈放され、先の軍事政権の政治的反体制者と思われる者ービルマ国民と外国人の両方ーの「ブラックリスト」から数千人が削除された。
- 3.1.5 英国でデモや政治集会への参加を通してービルマ政府に反対を唱える者は、その政治活動を理由にビルマ帰国時に拘束される現実のリスクがあるとはみなされなくなった。
- 3.1.6 ビルマから出国するのに出国ビザ（「D フォーム」）は必要なくなった。有効な又は期限の切れたパスポートを持たないビルマ国民は、ビルマへの入国を可能にするビルマ大使館交付の身分証明を入手できる場合がある。
- 3.1.7 当該者の恐怖が国家による虐待や迫害である場合、当局から保護を受けることはできない。このリスクを回避するために国内移動することは合理的ではなく、現実的でもない。

国別情報

2017年3月12日改訂

4. 政治史

4.1 背景

- 4.1.1 ビルマ（ミャンマーとしても知られる）は1962年から2011年まで軍の臨時政府が支配した。この政権は政権に対する反対意見を完全に抑え込み、その重大な人権侵害を国際社会から広く非難された。
- 4.1.2 ビルマの最近の歴史を概観するには、BBCの『ミャンマーのプロフィール－年表（[Myanmar profile – Timeline](#)）』の主な出来事の年代記及び外交問題評議会背景説明（Council on Foreign Relations Backgrounder）－『ミャンマーの理解（[Understanding Myanmar](#)）』を参照。

4.2 2015年の選挙

- 4.2.1 2015年11月8日にビルマで総選挙が実施された。この選挙はおおむね公正と見られたが、数十万人が投票できなかったり、投票資格がなかったりした。その中には、市民と認められていないロヒンギャと、この国の7地域で現在も続く民族紛争の影響を受けている人々が含まれている。
- 4.2.2 国民民主連盟（National League for Democracy, NLD）が圧倒的勝利で390議席（上院135議席、下院255議席）を獲得した。議会で過半数を確保するのに十分な議席である。憲法に基づき、ミャンマー軍（タツマドウ（Tatmadaw））が25パーセントの議席を保有して治安関係省庁を支配し続け、NLDの指導者アウン・サン・スー・チーの大統領就任を妨げている。フリーダムハウス（Freedom House）は、NLDは「14の州・地方域議会で659議席中496も勝ち取った。政府が後ろ盾となったUSDP[連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party）]は、下院で30議席、上院で12議席、州と地方域で76議席を獲得して第2党となった。残りの議席は、少数民族とその他の党及び無所属が占めた。民族政党は全体として低迷したが、シャン諸民族民主連盟（Shan Nationalities League for Democracy, SNLD）はそれぞれの州で健闘した」と報じている。

5. 政治改革

5.1 政治情勢の変化

- 5.1.1 国連の特別報告者は、2016年3月の報告で、民主的空間が幕開けしたにもかかわらずということばに続き、「表現・結社・集会の自由の権利の行使に対して現在行われている制限、これらの権利の行使に関連して継続されている個人の逮捕、人権擁護者の脅迫、監視の増大」に対する懸念を示した。
- 5.1.2 『ミャンマータイムズ』は2016年5月26日、「(Law to Safeguard the State Against the Dangers of Those Desiring to Cause Subversive Acts)」としても知

られる、政府による非常事態宣言と市民の基本的権利の停止を可能にした 1975 年国家保護法（1975 State Protection Act）が破棄されたと報じた。この法の下でアウン・サン・スー・チーを含む多くの反対派活動家が投獄された。

5.1.3 国連事務総長の 2016 年 8 月 5 日付報告には次のように記されている。

「この 5 年間、ミャンマーは一大変革を経験してきた。この国は、政治・経済制度の改革のみならず、外の世界に向けた国の解放でも大きく前進してきた。大勢の政治犯が釈放され、比較的活気ある自由な報道が現れ、ある程度の制限はあるものの結社と政治的表現の自由が増大して 91 の政党が選挙に臨み、国内外で市民社会のアクターの数と能力が急激に増大した。」

[所属政党](#)、[結社・集会の自由](#)及び[言論・報道の自由](#)を参照を参照。

5.2 2016 年 3 月以降の政府

5.2.1 2016 年 2 月 1 日に、新しく選ばれた議員で議会が招集された。3 月半ば、NLD のティン・チョー（Htin Kyaw）が大統領に選出された。実質的にはティン・チョーは代理であり、アウン・サン・スー・チーが重要な意志決定者であった。旧政権の退役軍人ミン・スエ（Myint Swe）が第一副大統領に、チン族の議員ヘンリー・ヴァン・ティオ（Henry Van Thio）が第二副大統領に就任した。新政権は 2016 年 3 月 30 日に公式な引き継ぎ式で政権に就いた。4 月 6 日、総理大臣に匹敵する国家最高顧問が創設され、アウン・サン・スー・チーが就任した。憲法に従い、内務省（Ministry of Home Affairs）、防衛省（Ministry of Defence）、国境省（Ministry of Border Affairs）の大臣は引き続き軍が担っている。新しい国会には 100 人を超える元政治犯が参加している。（[政治犯](#)も参照）。

5.2.2 2016 年 4 月 1 日にタイム紙が報じているように、「軍は、ビルマの選挙で選ばれた組織から独立して機能している...国防関連の決定はすべて、軍が過半数を占める国防治安評議会（National Defense and Security Council, NDSC）を通過しなければならない。タムマドゥ[ビルマ国軍]はビルマの戦争で荒廃した民族地域も管理する極めて重要な国境省も担っている。」

5.2.3 チョー大統領は、議会に対する就任演説の中で「政府には国民和解、国内平和、連邦国家を目指す憲法改正と人民の生活水準向上の追求という NLD のマニフェストで概要を示した優先事項に取り組ませるとした」。アウン・サン・スー・チーはこの取り組みを 2016 年 4 月 18 日のビルマの年頭演説で国民に対して繰り返し、国民和解が最も重要であると明言した。

5.2.4 外務英連邦省（Foreign and Commonwealth Office, FCO）は人権優先国（Human Rights Priority Country）の最新報告で次のように報告している。2016 年 1 月から 6 月までに、

「ビルマは、2015 年の歴史的な選挙と文民色が強い民主的で説明責任を負った新政権への移行に続き、人権に関し大きな前進を続けている。政府は早い時期に懸念分野への取り組みの意向を示してきたが、多大な課題を引き継いだ...公民権と政治的権利については懸念が残っている。新政府は政権に就いて以来多数の政治犯を釈放し、古い抑圧的な法の廃止に積極的に取り組んできたが、治安部隊や司法による法の適用を直接支配してはいない。」

5.2.5 ミャンマー訪問後、2017年1月にミャンマーにおける人権の現状に関するミッション・ステートメントの末尾で国連特別報告者は次のように述べている。

「今回の訪問の間にミャンマーの一般の人々に話しかけたとき、総選挙の結果に国を挙げて鼻高々であったわずか1年後に彼らの楽観と期待の感情がゆっくりと薄れてゆくのを目にするのは辛いことでした。国家最高顧問や様々な当局者と会って話したことから、ミャンマーのすべての人々の生活の改善に献身的に取り組んでいるのを見て取ることができます。何とかして、この取り組みを実感として感じられる実際の行動にしなければなりません。私は、この国のすべてのコミュニティに対し、さらに胸襟を開き相互に理解し合い、自己の利益を増やすために他者をスケープゴートにするのではなく互いに尊重し合うように訴えるよう勧めています。特に、治安部隊が常に法の支配の範囲内で人権に従い行動することが重要です。政府が、法を掌握し、正義の鉄槌を下すことにより、一部の極端な分子をつけあがらせたと思える明らかな刑事責任の免除という風潮と戦うことが極めて重大です。何人も法の適用を免れないと一般の人々を安心させるには説明責任がなければならず、正義がなされること、それを人々が目にする必要があります。」

6. 所属政党

2017年2月27日から2017年3月24日までの間に国連人権理事会（UN Human Rights Council）が招集され、ミャンマー／ビルマの人権状況などが議論される。この話し合いの前後に提出される関連する文書と報告書には[ここ](#)でアクセスすることができる。

6.1 政治的表現の自由

6.1.1 ミャンマー連邦選挙管理委員会（Union Election Commission）の公式政党リストによると、2015年11月の選挙を闘うために91の政党が登録された。2014年9月に施行された政党登録法（Union Election Commission）は、完全な市民や帰化した市民にのみ政党の結成を認め、1982年の法によって実質的に無国籍になって以後完全な市民であることを示す文書を持たないロヒンギャ族の政治への参加を妨げている。

6.1.2 フリーダムハウスは、「2015年の選挙中にNLDを含む登録政党の多くが国中で会合や大規模な集会を実施した」と述べ、「2011年から政府は国会議員に民主的権利について演説することを認めた。議員が演説をする時間は厳しく制限されることが多かったが、スピーチの多くは国内のメディアで報道されている」と付け加えた。

6.1.3 ビルマの主要野党である連邦団結発展党（USDP）は、2017年の中間選挙と2020年に実施予定の国政選挙に先立ち2016年8月に再編された。前大統領のテイン・セイン党首は、この入れ替えで党首を辞す前に党の改革、政党間統合、党内での民主主義の復活を呼び掛けた。

6.1.4 オーストラリア政府外務通産省（DFAT）の2017年1月10日のビルマに関する国別情報報告には次のように記されている。

「NLD政権は一般に平和な政治的意見の相違を受け入れている。2011年以降多くのメディア制限が緩和されてきた。それにもかかわらず、政治的活動を制限す

る法が残っており、NLD が政権に就いた後も抗議者の逮捕が続いた。例えば、2016 年 5 月には労働者の権利を求めて抗議する労働者の一団が国会へのデモを企てたが、70 人を超える抗議者が拘束され、51 人が平和的集会・平和的行進法（Peaceful Assembly and Peaceful Procession Law）（平和的集会や平和的行進に当局の許可を義務づけている）と刑法第 143 条、第 145 条及び第 147 条（非合法の集会と暴動を禁じている）に基づき警察から告発された。現在国会は平和的集会法の改正を検討している。可決すれば、抗議者に正式な許可の取得に代わり当局への抗議の届け出のみが義務付けられるなどの点が変更されることになるであろう。」

6.1.5 DFAT は次のように評価している。

「通常のイベントでは、実際に政治的意見を述べたことや述べたとみなされることによりミャンマーの市民が公けの若しくは社会的ないやがらせ、差別、暴力を受け、又は投獄されるリスクは低い。政府や軍に対する民衆の抗議に積極的に参加する人々が逮捕、拘束されるリスクは中程度である。NLD 政府は 2016 年 3 月に政権に就いたばかりであるため、一般に、この状況で拘束された者が先の政権下よりも迅速に釈放されるかどうかは現段階でははっきりしない。」

[結社・集会の自由](#)も参照。

6.1.6 アムネスティ・インターナショナルは次のように報告している。

「ミャンマーの国民民主勢力（National Democratic Force）党の党员アウン・ウィン・フライン（Aung Win Hlaing）は、2016 年 9 月に大統領に対する批判を Facebook に投稿した事で 9 か月の刑を言い渡され、「アウン・ウィン・フライン」が長を務める郡区レベルの委員会を廃止するミャンマーの新大統領ティン・チョーの決定を受けて Facebook への投稿で大統領を「バカ」、「クレイジー」呼ばわりしたことで 2013 電気通信法（Telecommunications Law）第 66 条(d)に基づき告発された。訴えたのは大統領の所属政党国民民主連盟（NLD）の地方の党员である。」

6.1.7 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は 2017 年 1 月、「ビルマ政府は、言論の自由の権利を侵害した平和的な批判の起訴に終止符を打つ行動を起こすべきである」と報告し、ヒューマン・ライツ・ウォッチのアジア局長ブラッド・アダムズ（Brad Adams）は、「ビルマの新政府には 100 人を超える元政治犯が含まれているが、平和的な表現に対する起訴に援用される法の排除にはほとんど無策だった[...]それどころか、政権就任初年度には平和的な政治的演説に対する起訴は増加した」とコメントした。

6.1.8 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、次のものを含む名誉毀損の例を挙げている。

『『イレヴン・メディア（Eleven Media）』の編集長ワイ・フィオ（Wai Phyio）と同社の最高経営責任者タン・トゥット・アウン（Than Htut Aung）は、NLD の当局者でラングーンの前首相が汚職したとするレポートの件で、記事を撤回して謝罪したが、2017 年 1 月 27 日に刑事名誉毀損法廷に立つことになっている。2 人は公判前に 3 か月近く拘禁された後 1 月 6 日に保釈された。それまでに 3 回の保釈請求が拒否されていた。』

「NLD のメンバーであるミョ・ヤン・ナウン・テイン（Myo Yan Naung Thein）は、10 月 9 日の国境警備隊への攻撃とその後の北部ラカイン州での暴力への軍の対応を批判した Facebook への投稿に対し陸軍大佐からの名誉毀損で訴えられ、

最高 3 年の刑に直面している。11 月 3 日の逮捕以来拘留されてきたミョ・ヤン・ナウン・テインは、1 月 18 日、保釈請求が 3 回拒否され、保釈を諦めると発表した。」

「その他の名誉毀損での起訴には、アラカン国民会議（Arakan National Party）の議長を侮辱したとしてメンバーが提起したもの、女中とのもめごとに干渉したとして NLD の党員を批判した女性に対して NLD の議員 2 人が提起したもの、軍を後ろ盾とする連邦団結発展党の元憲兵（MP）に対して「善行をする」ように助言した者に対する同 MP からのものが含まれている。その他の起訴に直面している多くの者の中には、国家最高顧問アウン・サン・スー・チーを侮辱したという女性と地方の管理者が洪水救済品をかすめ取っていると申し立てた NLD の党員も含まれている。」

[ジャーナリスト、ライター及びメディア従事者](#)も参照。

- 6.1.9 ミャンマー訪問後、2017 年 1 月にミャンマーにおける人権の現状に関するミッション・ステートメントの末尾で国連特別報告者は次のように述べている。

「この訪問の間に私の心に重くのしかかった言葉がひとつありますー報復です。どの訪問でも、どの会合でも、私はミャンマー政府に対し、私が話をしたり、さらには私に協力する人々が権利の問題について忌憚のない意見を述べたり、自分の意見を表明したりしたことで報復を受けることがないよう保証を求めています。しかしながら、心の痛むことですが、私が今回の訪問で会った幾人かの人々は「この会合の後、私の身がどうなるかわかりません」と言いました。私と話をした後逮捕されると思うと率直に話してくれたケースもありました。複数のコミュニティが共存する他の村で、私に話をするのに心配はないかどうか尋ねました。答えは次のようなものでした。「残念ですが正解は申し上げられません。」...しかし、ここから伝わってくるメッセージははっきりしています。自分の意見を表現するなということです。あなたの意見や立場があなたの生き死にに良心の呵責を感じない人々の談話と底意にそぐわないのなら、あるいは支持しないのなら、意見を言うなということです。残念ながら、これはめずらしいことではありません。報告によれば、少なくとも他に 4 件斬首の例があります。」

6.2 監視

- 6.2.1 国連特別報告者は 2016 年 3 月の報告書で、軍情報部と特別警察（Special Branch Police）による市民社会のアクターの監視が継続していることに対する懸念を表明した。この監視には、尾行や会合での写真撮影、家族、友人、同僚への居場所の質問が含まれている。
- 6.2.2 同様に、2016 年 8 月の報告書においても、「...市民社会のアクターと人権擁護者に対する監視」の報告が引き続きあったと述べている。特別報告者の訪問の間、対談者は警備員から写真を撮られ、質問を受けた。ラカイン州の村落コミュニティとのプライベートミーティングでは、特別報告者は政府職員が録音装置を設置しているのを発見した。」

6.3 政治犯

6.3.1 米国国務省の 2015 年の人権報告 (USSD HR Report 2015) には次のように記載されている。

「2015 年中に政府は数十人の政治犯を釈放したが、新たな政治犯の逮捕を続けた。政治犯の支援団体は、12 月現在、100 人を超える政治犯が有罪判決を受けて刑を宣告されたと推定している。[2015 年]9 月現在、400 人以上がさまざまな罪状で裁判に直面しており、このうち 100 人以上が拘禁されていた。この数字には、数百人と推定されるラカイン州の被拘禁者は含まれていない。」

「釈放された多くの政治犯が釈放後に多大な制限を経験した。投獄前にしていた学業の再開、渡航文書の確保、身分証明や土地所有に関連した他の文書を取得できないことなどである。第 401 条に基づき、理由を問わず再度逮捕された政治犯は、残りの刑期を服さなければならない可能性があった。」

6.3.2 2016 年 3 月の特別報告者の報告に対する回答の中で、ビルマ政府は誰も政治的理由で逮捕されることはないと主張した。しかし、2016 年 4 月 7 日、アウン・サン・スー・チーは次のように宣言した。「私は、政治に関連した裁判に直面している政治犯、政治活動家、学生の即時釈放のため...尽力する。」

6.3.3 特別報告者は、2015 年 7 月と 2016 年 1 月の大統領恩赦で釈放された 6,966 人と 102 人の囚人のうち、55 人が人権擁護家と政治犯であると報告した。しかし、市民社会は、84 人の政治犯が刑務所に留まり、400 人以上が裁判を待つ拘禁されていると推定していた。2016 年 4 月、ティン・チョー大統領は 200 人に及ぶ政治犯を赦免した。FCO は 4 月に 235 人、5 月にさらに 77 人が釈放されたと述べているが、「活動家は相変わらずリスクにさらされている...なぜなら、政治を理由とする逮捕を許している法的・制度的な抜け穴が依然として残っているから」と付け加えている。政治囚支援協会 (Assistance Association for Political prisoners) - AAPP (ビルマ) は、2016 年 10 月現在、ビルマには 206 人の政治犯がおり、98 人が刑期を務め、24 人が獄中で裁判を待ち、84 人が獄外で裁判を待っていると述べている。

6.3.4 2016 年 5 月に公表された AAPP (ビルマ) と元政治犯協会 (Former Political Prisoners Society) の共同報告には、元政治犯は釈放された際に厳重に監視されてきたし、「しばしば当局からいやがらせを受けた...」と記されている。恩赦を受けた政治犯は、しばしば刑事訴訟法 (Code of Criminal Procedure) 第 401 条に基づく条件付きの釈放であった。同条は、釈放条件を守らない者は...正当な理由なく逮捕され、刑期のうち未消化の部分を終えるために再拘留されることがあると定めている。

6.3.5 2016 年 8 月 16 日、内務省は、ティン・チョー大統領と国家最高顧問アウン・サン・スー・チーが、新政府就任直後の 100 日間に 457 人の政治活動家に対する 274 件の訴訟を中止したと議会に知らせた。

6.3.6 アムネスティ・インターナショナルは共同宣言で、国連総会 (UNGA) による『政治囚審査委員会との協力再開』と『元政治犯の完全な社会復帰の提供』の呼びかけにもかかわらず、ミャンマー政府は、こうした委員会の再設置や釈放された政治犯の社会復帰を提供する計画を設計するとは示していない」と述べている。

- 6.3.7 アムネスティ・インターナショナルは、2017年2月の国連人権理事会への声明書において、「理事会が最後にミャンマーの審査をして以来の政府犯のスコアが発表されたが、政治犯は引き続き投獄されている」と述べている。

7. 結社・集会の自由

2017年2月27日から2017年3月24日までの間に、国連人権理事会はミャンマー／ビルマにおける人権状況などを議論する会議を開く。会議の前後に提出される関連する文書と報告には[ここ](#)でアクセスすることができる。

7.1 法的権利

- 7.1.1 国連特別報告者は2016年3月の報告で「特に結社・社会の自由、2011年平和的集会・平和的行進法第18条（2014年改正）（平和的集会法）、刑法第143条、第145条、第146条、第147条、不法結社法（Unlawful Associations Act）第17条(1)に関して、市民社会のアクター、ジャーナリスト、人権擁護者の逮捕、起訴、拘禁に問題のある法規定が適用され続けていること」への懸念を表明した。
- 7.1.2 下記の表は、2016年6月のヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の報告を基に作成したものである。この報告は、最も悪用されやすいことが判明しているとHRWが考える、平和的表現を犯罪とするのに援用される法を特定している。

集会を罰する法	違反の定義	最高刑
2012年平和的集会・平和的行進法（2014年改正）	第18条：政府の同意なく平和的集会や平和的後進を実施すること 第19条：許可された場所やルートからの逸脱又は第12条に含まれる集会の実施に対する広範な制限に対する違反	自由刑6か月及び罰金 自由刑3か月及び罰金
2012年平和的集会・平和的行進法 2016年平和的集会・平和的行進法	第17条：届出をせずに平和的集会又は平和的行進をすること 第18条：許可された場所やルートからの逸脱又は第9条に含まれる集会の実施に対する広範な制限に対する違反	初犯の場合は自由刑3か月及び罰金、再犯の場合は厳罰化 自由刑3か月及び罰金

不法集会 刑法第 141 条、第 143 条及び第 145 条	第 141 条は、「不法集会」を、5 人以上の集団であつて、「連邦議会（Union Parliament）や政府又は公務員の合法的権限を行使する公務員を犯罪的暴力行為で威圧する、又は犯罪的暴力を誇示すること」、「法の執行や法的手続きの実施に抵抗すること」、「器物損壊や不法侵入、その他の罪を犯すこと」のいずれかを共通の目的とするものを含むと定義している。 第 143 条は不法集会への参加を不法とみなしている。 第 145 条は解散を命じられた不法集会への参加や継続を不法とみなしている。	自由刑 6 か月及び罰金（第 143 条） 自由刑 2 年及び罰金（第 145 条）
暴動 刑法第 146 条及び第 147 条	第 147 条は暴動への参加を不法とみなしている。 第 146 条は、集会参加者が暴力を行使した場合、その集会のすべての参加者を暴動の罪を犯しているとみなしている。	自由刑 2 年及び罰金

7.1.3 国連事務総長は 2016 年 8 月の報告において 2014 年に改正された平和的集会・平和的行進の権利（Right of Peaceful Assembly and Peaceful Procession）法が上院の法案委員会で検討、承認されたとし、これは「事前の許可を必要とした民衆の抗議と行進に適用される刑罰と制限の軽減・縮小を目指すものである。こうしたデモは今後事前に届出をすればよい」と述べた。ところが、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2016 年 6 月付レポートで、新法は旧法の欠陥の多くをそのまま引き継いでいると述べ、第 19 条は、表現の自由を守る条項ではあるが、この法律には、平和的抗議を犯罪とみなしてこうした抗議に対する自由刑を定めた規定及び表現の自由を制限するために任意に援用することができる曖昧な規定が含まれていると記している。

7.1.4 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2016 年の報告として次のように記している。

「また、当局は、検挙者に 1 年以上前の抗議に基づく新たな違反の罪状を科すことで刑期を延長した。」

「新政権下でも平和的集会への参加を理由とする逮捕と起訴は継続した。例えば、5 月 15 日、ラングーン都心部で行われた異教徒間の『ピースウォーク』のリーダー

一がこの行為の罪で逮捕された。5月23日には、ラングーンからレパダウン（Letpadaung）銅山まで行進していた単独抗議者が逮捕されて起訴された。

7.2 農業者と土地の権利の活動家

- 7.2.1 国連特別報告者は2016年3月の報告書で、「強制的立ちのき、開発プロジェクト、採掘その他の天然資源の採取のための土地の接収と収用...」に関し懸念を表明した。特別報告者は、こうした懸念の一部に対処している新しい国家土地利用法（National Land Use Policy）が2016年1月に採択されたことを歓迎しながらも、次のように付け加えた。

「自らの権利を守ろうと、人々が土地収用に反対して抗議行動を起こすことがますます増加した。残念なことに、農業者と土地権利活動家を含む平和的集会の権利を行使する人々は、いやがらせ、脅迫、刑事訴追に直面し続けている。こうした訴追は直ちにやめるべきであり、平和的抗議を理由に拘禁されている人々を釈放すべきである。」

- 7.2.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチは2016年11月3日の報告において、土地収用と抗議者に対する報復は特にカレン（Karen）州で激しかったと述べている。報告によると、その調査は2015年1月から8月の間に実施され、「...土地収用に抗議し、自分の土地の所有権を主張する農業者は警察と当局者から報復を受け、平和的集会と不法侵入に関する法に基づき起訴される。」

- 7.2.3 レパダウン銅山とサベタウンとキシントウン（Sabetaung and Kyisintaun, S&K）の銅山から成るモンユワ（Monywa）プロジェクトとモーヂョー（Moe Gyo）硫酸工場に関して、アムネスティ・インターナショナルは2017年2月、強制立ち退き、現在みられる環境管理の失敗などの重大な人権侵害以外にも、平和的抗議に対する抑圧が幾度かあったと報告した。

- 7.2.4 特に、この報告には次のように記されている。

「モニワプロジェクトを取り巻くコミュニティの多くの人々は、相変わらず鉱山の管理方法に全く納得していない。土地を失ったことで彼らの農業による生計と将来が危険にさらされた。彼らは環境と家族の健康に危害が及んでいると考え、この危害を恐れている。政府はコミュニティと採掘会社の意見の相違を解決すると約束している。しかし、モニワプロジェクトに反対する村民と活動家は、逮捕といやがらせを受け続けている。ミャンマーのワンバオ（Wanbao）と当局は刑事訴訟法第144条の援用を続けている。この規定は、特定の指定地域へのアクセスを治安判事が制限することを認めている。アムネスティ・インターナショナル調査団（Research for Amnesty International）の2015年の報告には、当局がこの規定を援用して2つの鉱山の周辺地域への進入を阻止し、企業に抗議する村民を告発したと記載されている。2016年、アムネスティ・インターナショナルは同様の法の悪用を見つけた。例えば、S&K 鉱山の正門の外で抗議に加わった後、3人の村民が不法侵入で有罪宣告を受けた。」

7.3 デモ

- 7.3.1 2016年には集会法違反による抗議者の逮捕が相次いだ。2016年5月14日、ヤンゴン（ラングーン）での宗教的寛容を促進する行進に活動家及び学生と共に参

加した 5 人の抗議者が、認められた抗議ルートを逸れたことを理由に逮捕された。2016 年 5 月 18 日、警察はストライキ中の 51 人の工場労働者と活動家を「不法な集会と暴動に参加又は継続した廉で」告発した。労働者の権利を求めた抗議が行政の首都ネピドー（Naypyidaw）付近で行われたためである。2016 年 10 月 17 日の地下放送民主ビルマの声（Democratic Voice of Burma）によると、5 月に逮捕された労働者のうち 15 人が不法集会と暴動の罪で正式起訴された。

8. 言論・報道の自由

2017 年 2 月 27 日から 2017 年 3 月 24 日までの間に、国連人権理事会はミャンマー／ビルマにおける人権状況などを議論する会議を開く。会議の前後に提出される関連する文書と報告には[ここ](#)でアクセスすることができる。

8.1 法的権利

- 8.1.1 2015 年 3 月に特別報告者が報告しているように、「昨年報道（緊急権）法（Press (Emergency Powers) Act）と印刷人・発行人登録法（Printers and Publishers Registration Law）に代わり[2014 年]印刷・出版事業法（Printing and Publishing Enterprise Law）が制定された。新法は、すべての出版物に情報省（Ministry of Information）への登録と有効期間 5 年間の免許の取得を義務付けている。以前定められていた 1 年有効の免許より改善されているが、新法には登録承認決定の政治問題化を妨げる予防措置が欠けている。」ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）は、「この[印刷人・発行人登録]法は、宗教への侮辱、法の支配の阻害、民族団結への危害と考えられるニュースを禁じている。この法の下では出版物を登録しなければならず、この曖昧な規定への違反が判明した者は登録を抹消されるリスクがある」と述べた。
- 8.1.2 国連特別報告者は 2016 年 3 月の報告で次のように述べている。「...2014 年マスコミ法（News Media Law）、2014 年印刷・出版事業法、2015 年テレビ・ラジオ放送に関する法（2015 Law Concerning Television and Radio Broadcasting）の採択を含むメディア関連法を改正する政府の努力。こうした法の多くが従前の枠組みを改善しているが、問題の多い規定も含まれている。さらに、従前の規定を廃止することなくこれらの法を施行したことで、メディア法の枠組みが複雑になった。いやがらせ、規制法の運用に関する不明瞭さ、ジャーナリストへの身体的攻撃に関する懸念がメディアの中に恐怖と自己検閲を生じさせ、ミャンマーで独立した報道が機能する妨げとなっている。」
- 8.1.3 2014 年マスコミ法はメディアの自由に改良をもたらし、同法に違反しても自由刑にはならないが、国連特別報告者によると、「この法は表現の自由に曖昧な制限を課している。メディア従事者は、曖昧な『規則・規制』に基づき情報の調査、発表、放送を許可されており、憲法やその他の特定されていない法を参照して他の『資格』条件がつけられ、不測の制限が生じる可能性がある。」
- 8.1.4 「公務員の『忠誠』に影響を与える、『虚偽のニュースを拡散する』など、多様な幅広い意図で行われる『あらゆること』を理由に」最高 7 年の刑を科していた 1950 年緊急規定法（Emergency Provisions Act）は 2016 年 10 月 4 日に廃止された。同法を廃止する法の起草に助力した国会の上院パネルの委員長アウン・チャー・ニュン（Aung Kyi Nyunt）は「この法はこの国の民主化の現状に即してい

ない」と述べた。同法は 2016 年 3 月に新政府が政権に就いて以来執行されたことはない。しかし、法の廃止は遡及的に実施されなかったため、同法の下で刑に服している者の状況が見直されることにはならなかった。

- 8.1.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチは「...[インターネット]を規制するために様々な法が施行され、その多くがオンラインコンテンツの検閲を目指したものであった」と述べている。要約すると、2013 年電気通信法は、「名誉毀損（第 66 条(d)）を含めた電気通信網での言葉による幅広い表現を理由として最高 3 年の刑を科し、電気通信サービスの立入検査又は公共の利益や国家の安全保障に利することを条件とした電気通信サービスへの文書提出要求の無制限の権限を政府機関に認め（第 76 条）、に緊急時に電気通信を停止又は支配する幅広い権限を情報通信技術省（Ministry of Information and Communications Technology）に認めている（第 77 条）。」

8.2 人権擁護者

- 8.2.1 アムネスティ・インターナショナルは 2017 年 2 月に国連人権理事会への声明書で次のように述べた。

「人権擁護者（HRD）、弁護士、ジャーナリストに対する脅迫、いやがらせ、監視が引き続き報告されている。1 月に起きた著名な弁護士コー・ニー（Ko Ni）の暗殺は人権コミュニティに衝撃を与え、人権と寛容さを主張する人々が直面しているリスクを改めて思い出させる恐ろしい合図となった。国連特別報告者も最近の声明で、人権侵害反対を唱える人々への報復に対する懸念を強調した。」

- 8.2.2 2017 年 1 月末、ミャンマー人権状況に関する国連特別報告者李亮喜（Yanghee Lee）は、「著名なイスラムの弁護士で憲法のエキスパートであり、国民民主党（NLD）の法律顧問でもあったコー・ニーの残忍な殺害を強く非難し、『この事件も他者の権利のために正々堂々と意見を述べる人々に対するショッキングな報復の例と思われる』と述べ、最近の訪問終了時の声明を繰り返した。この声明で同報告者は、人権擁護者、弁護士、ジャーナリスト、その他慎重を要する問題に取り組んでいる人々が直面するリスクの増大に対する懸念を強調している。」

- 8.2.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2017 年 1 月、「ビルマの植民地時代の刑法も、平和的表現の起訴に援用され続けている。ラカイン州において戦争犯罪で軍を非難したとして、当局は活動家キン・ミョ・トゥン（Khine Myo Htun）を『扇動』と民衆を『動揺』させかねない発言をした容疑で告発した。1 月に逮捕されて以来キン・ミョ・トゥンは保釈を拒否され、各容疑で最高 2 年の刑に直面している。ベテランの活動家ティン・チョーは、軍を非難する発言をし、タマドゥ[軍]の一員の職務遂行を妨げるおそれのある発言の容疑で告発された。」

8.3 ジャーナリスト、ライター、メディア従事者

- 8.3.1 国境なき記者団（Reporters Without Borders, RWB）は 2016 年の世界報道の自由度ランキング（World Press Freedom Index）でビルマを 181 国中 143 位にランク付けし、ビルマのグローバルスコアを 45.48（スコアは 0 から 100 ままで、0 が最高、100 が最低）としている。ビルマの順位は 2013 年以降徐々に上昇している。ランキングの報告には次のように記されている。

「ビルマ政府は、最近まで実施されてきた厳しい検閲に代わり、（緊密な）監視を伴う自由を選択したようである。したがって、政治的主題を報じるメディアの自由度は上がった。それにもかかわらず、ビルマ語の政府系メディアは自己検閲を続け、政府や軍への批判を回避し続けている。イスラム教徒と仏教徒の間の緊張は相変わらず非常に配慮を要するテーマである。」

- 8.3.2 国連特別報告者は、2016年6月20日から7月1日までのビルマ訪問後の2016年8月の報告書で次のように述べている。

「一定の言葉や用語の使用と関連した問題には依然として配慮を要する。『ロヒンギャ』という言葉が入ったカレンダーを発行したことで、5人が2014年印刷・出版事業法第8条の下で有罪宣告され、100万チャットの罰金を科せられた。その後2016年6月に、同じ違反で、刑法第505条(b)に基づき4人が有罪宣告され、1年の刑を言い渡された。」

- 8.3.3 国連特別報告者は、「ジャーナリストとメディア従事者が国際人権法とは相いれない法の下で引き続き法的措置に直面している、個人のオンラインでの表現の自由の権利に対する政府と軍の干渉の報告も増加している」という報告を懸念していた。フリーダムハウスの報告『ネットの自由 (Freedom on the Net)』には、報告期間（2015年6月から2016年5月）に暴力は記録されていないが、「オンラインとオフラインで活動するジャーナリスト氏が脅威を受けている」と記されている。

- 8.3.4 DFATは2017年1月の報告で、「軍について批判的に報じるミャンマーのジャーナリストが司法制度で訴追され、国際基準よりも厳しいと判断できる判決を受けるリスクは中程度であると評価した。DFATは、全体として、ジャーナリストがそのレポートの結果身体的暴力を受けるリスクは低いと評価している。」

- 8.3.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、特に次の点を強調した。

「テイン・セイン政権の当局者は、政府や軍のイメージを損なった又はともかくも当惑させたとされる記事を公表したジャーナリストに対して刑法とマスコミ法の刑事名誉毀損規定を積極的に適用した。メディアの起訴は特に気がかりである。ジャーナリストとメディア支局に自己検閲をさせ、公共の利益になる問題の報道を拒否させる可能性があるからである。」

- 8.3.6 国境なき記者団は2016年12月の記事で次のように要求した。

「ビルマ当局はモニワの北西の都市で1週間前に起きた新聞レポーターSoe Moe Tunの殺害の捜査を強化し、この殺人の影の首謀者を明らかにする努力を倍増しなければならない。モニワを拠点とし、ビルマのデイリーイレブン (*Daily Eleven*) 紙で働いていたこのレポーターは、最近、同市での違法カラオケバーの急増と周辺地域の違法伐採を報道した…。ビルマのメディア従事者はその報道を理由にしばしば脅しを受けていると先月ユネスコ (UNESCO) は声明で述べ、『ジャーナリストに対するあらゆるいやがらせに対する刑事責任の免除に終止符を打つことが、ジャーナリストの安全の保障に向けた最も重要なステップである』と付け加えた。」

- 8.3.7 2016年11月、国境なき記者団は、「ビルマの政府を動揺させたロヒンギャ女性の強姦容疑に関する話を巡り、ラングーンに本拠を置く英語日刊紙ミャンマータイムズ紙が[...]英国人事件記者フィオナ・マックグレゴール (Fiona MacGregor)」

を解雇したことについて報じた。「RSF が入手した情報によると、政府の介入は MOI[情報省]からの 1 回の電話だけではなかった。」

- 8.3.8 また、2016 年 11 月にも国境なき記者団は「ラングーン地方域首相ピョー・ミン・テイン (Phyo Min Thein) が賄賂を受け取ったことを示唆する論説を巡り 11 月から拘禁されていた 2 人の一流ジャーナリストに対する刑事名誉毀損訴訟を取り下げるように司法制度に」要求した。

[政治的表現の自由](#) も参照。

8.4 インターネット上の自由

- 8.4.1 フリーダムハウスは、「インターネットの普及率は 2013 年のわずか 2% から 2015 年には 22% に上昇し、独立したニュースと情報への住民のアクセスは増大した」と報じた。
- 8.4.2 国連特別報告者は 2016 年 3 月の報告において「...個人のオンラインでの表現に対する政府と軍の干渉の報告が増加している」とし、「特別部門 (Special Branch) の情報提供者がオンラインでの監視に従事し、これには Facebook アカウントのハッキングと言われる行為と電子メール通信の傍受による監視が含まれる」と報告されている。2013 年電気通信法第 76 条及び第 77 条に基づき、政府は国防・国家安全保障又は公益に関わる事項について電気通信サービスに立入検査し、緊急事態においてデータを傍受する広範な権限を有している」と述べている。
- 8.4.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチとフリーダムハウスの報告『ネットの自由』は、2015 年から 2016 年にかけて発生した、電気通信法第 66 条(d)に違反した名誉毀損の嫌での逮捕と起訴を何件も挙げている。これに加えて『報道の自由 (Freedom of the Press)』は、「年度中に政府を侮辱しているとみなされたソーシャルメディアの風刺的な記事を理由に幾人もの人々が逮捕又は尋問された」としている。
- 8.4.4 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、特に次のことを強調している。
- 「パトリック・クン・ジャー・リー (Patrick Khum Jaa Lee) は 2016 年 1 月、軍最高司令官を侮辱したとされる Facebook への投稿を理由に 6 か月の刑を言い渡された。チャウ・サンディ・トゥン (Chaw Sandi Tun) は 2015 年 12 月、自分の新しい制服の色をアウン・サン・スー・チーの衣服と比べたことで軍を『中傷』したとして 6 か月の刑を言い渡された。サウンカ (Saungkha) は、2015 年 11 月、陰茎に大統領の入れ墨があることを暗示する詩をオンラインで掲示し、第 66 条(d)違反の容疑で告発された。12 月には刑法第 505 条 (b) に基づく容疑が加わり、最高 5 年の刑に処せられる可能性があった。2016 年 5 月に有罪判決を受け、その時点で既に経過していた期間の刑—6 か月—が言い渡された。政権が交代したにもかかわらず、攻撃的又は侮辱的な発言に対して同法の援用は続いた。5 月 19 日、ナイ・ミョ・ワイ (Nay Myo Wai) は、アウン・サン・スー・チー、ティン・チョー大統領、軍最高司令官を中傷したと言われる Facebook への投稿に関して第 66 条(d)違反で告発された。本書執筆時点で、この件はまだ結果が出ていない。」
- 8.4.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2017 年 1 月、「過去 1 年間、ビルマ当局は 2013 年電気通信法第 66 条(d)を特に積極的に援用してきた。この法律は、インタ

ーネット上の名誉毀損を犯罪とし、最高3年の刑を科している。この法に基づき容疑をかけられた者は保釈を受ける権利がなく、多くの人が裁判を待って数か月にわたり拘禁されている」と報告した。

マウン・サウンカ(Maung Saungkha)ー詩でテイン・セイン前大統領の名誉を毀損したとされて6か月の刑に服したーが長を務める市民社会団体によると、新政権発足後の最初の8か月間で第66条(d)に基づく訴訟が少なくとも40件提起された。これに対し、同法施行から2016年4月初めに新政権が誕生するまでの2年以上の期間には7件であった。最近の数か月間に同法に基づき有罪判決を受けた者は比較的長い刑期を言い渡されている。

- 8.4.6 アムネスティ・インターナショナルは、2017年2月に国連人権理事会への声明書の中で、「曖昧な表現の2013電気通信法の下で『オンライン名誉毀損』で捜査を受けた人の数が急増し、Facebookに当局に批判的な投稿をした容疑で逮捕された。抑圧的な法律を廃止し改正しようとする当初の取り組みは停滞しているように見え、法改革のプロセスには透明性と協議が欠けている」と述べた。[政治的表現の自由](#)も参照。

9. 移動の自由

9.1 法的権利と制限

- 9.1.1 ビルマの居住者は、居住する小区や村の行政官に住所名前を登録することを法律で義務付けられている。2012年、1907年の村法(Village Act)と町法(The Towns Act)に代わり小区・村管理法(Ward or Village Tract Administration Law)(新法)が制定された。1907年の2つの法律と同様、新法はビルマ居住者に宿泊客を小区又は村の行政官(行政官)に登録することを義務付けている。1907年の2つの法とは異なり、新法は宿泊客登録違反の罰則を定めていないが、NGO フォーティファイ・ライツ(Fortify Rights)によると、実際には500チャットから2万チャット(0.50米ドルから20米ドル)の罰金を科せられ、拘禁された。2015年3月のフォーティファイ・ライツの報告には次のように記されている。「小区・村管理法(Ward or Village Tract Administration Law)第13条(n)は、小区・村行政官に曖昧かつ全面的な裁量権を与え...[そして]管轄の小区と村の物理的家屋に関するほぼ無制限の権限を与えている。」
- 9.1.2 2015年3月に発表されたフォーティファイ・レイツの報告では、新法の適用と執行が分野によってどれほど異なっているか、どのように行政官に家屋を調査する広範な権限を与えているかが詳細に述べられている。報告は次のように述べている。「政府当局が抗議行動や市民不安が起こる可能性に普段より神経質になっている祝祭日やイベントには、大規模な戸別調査が行われる傾向がある。」調査団は、行政官と警察官を含めた10人以上で構成されることが多く、一般に真夜中頃に行われるが、その頻度は「月1回以上」から調査が行われない期間が2年に及ぶ場合まで幅がある。調査がまったく行われていないと報告されている場合もある。
- 9.1.3 エーヤワディー(Irrawaddy)は2016年5月27日に、小区・村管理法の一部の条項の改正・廃止法案が5月に議会に提出されたと報告している。NLDの議員は、新法案は民主的規範に沿ったものであり、市民の移動の自由を保持している

と主張したが、軍の議員は、法案が承認されれば国家安全保障は危険にさらされると主張した。

10. ビルマの出入国

10.1 入国地点と出国地点

- 10.1.1 入国管理局によると、2013 年 8 月 28 日現在、ビルマ市民はビルマの国際的な入国／出国地点からの出入国を許可されている。これにはネピドー（Nay Pyi Taw）国際空港、ヤンゴン国際空港、マンダレー（Mandalay）国際空港、タチレク（Tachilek）及びミャワディ（Myawaddy）、ティーキー（Htee Kee）、コータウン（Kawthoung）のタイとの国境ゲートが含まれる。

10.2 移民手続き

- 10.2.1 DFAT は 2017 年 1 月のビルマに関する『国別情報報告（Country Information Report for Burma）』で、帰国者の扱いについて次のように報告している。

「ミャンマーのパスポート保有者のチェックインと入国手続きの機能は国際慣行に類似している。空港スタッフが予約の詳細を確認し、パスポートの名前を予約の名前と照合する。税関と入国管理のスタッフが手荷物を預かり、パスポートの写真が書類の所有者と一致していることをざっと確認する。入国管理スタッフがパスポート書類をスキャンする。警察と入国の身分証明システムは統合されていない。入国カードには入国者に関する標準的な情報が記録される。入国するミャンマー国民は父親の名前をフォームに記入しなければならない。出国するミャンマー国民は父親の名前、住所、身分証明書番号を記載しなければならない。」

10.3 出国ビザ

- 10.3.1 2017 年 1 月 17 日付の国別政策情報チームとの通信で、ヤンゴンに本拠を置く法律事務所 DFDL の弁護士は次のように記している。

「ミャンマーから出国する場合出国ビザは必要ありません。」

「ミャンマー・パスポート法（Myanmar Passport Act）とミャンマー移民法（Myanmar Immigration Act）は、いずれもミャンマーを出国するためのビザに関する法的規定を明示的に定めていません。両法の規定は主にミャンマー入国のための入国許可とパスポートビザに関するものです。」

「旧政府の旧政策の下では、ミャンマー市民が合法的にミャンマーを出国するには有効なパスポートと「D フォーム」として知られる有効な出国書類を所持している必要がありました。しかし、この有効な D フォーム所持の要件は 3 年前に廃止されました。」

「ミャンマーの市民は、内務省下のミャンマー・パスポート発給委員会（Myanmar Passport Issuing Board）が発給した有効なパスポートを所持していれば合法的にミャンマーを出国することができ、入国予定国に入国するには管轄大使館発給の有効なビザの所持が条件となります。ミャンマー市民は、ヤンゴン国際空港、マンダレー（Mandalay）国際空港、ネピドー国際空港、タチレク（Tachilek）、ミャワディ（Myawaddy）、ティーキー（Htee Kee）、コータウン

(Kawthoung) などのミャンマーの国際的な入国／出国地点からの出国することができます。」

10.4 ビルマへの入国

10.4.1 Nyi Nyi Lwin としても知られるガンビラ (Gambira) は、2016 年 1 月 19 日、タイとビルマの国境を違法に通過した容疑で逮捕された。2007 年 11 月、ガンビラは、その年の 8 月と 9 月に大規模な反政府抗議活動を主導した廉で逮捕された。68 年の刑を言い渡されたが、2012 年 1 月 13 日に大統領恩赦で釈放された。2016 年 4 月 26 日、裁判所はガンビラに対しビルマ移民法第 13.1 条違反で 6 か月の刑を言い渡した。

10.4.2 DFAT は 2017 年 1 月のビルマに関する国別情報で次のように報告している。

「元政治犯と追放された活動家は、通常、ミャンマーに安全に帰国することができるようになった。この報告書の作成のため、DFAT は、軍事政権の時代に投獄されたりミャンマーから追放されたりした幾人もの政治及び人権の活動家と話をした。こうした人々は近年自由にミャンマーに戻ってきており、活発な政治活動を続けてきた。軍を積極的かつ公然と批判していることが知られている人々は、LGBTI や民主化活動家など他の政治活動家よりも厳しく精査される可能性がある。」([所属政党](#)を参照)

10.4.3 DFDL の弁護士は次のように述べている。

「ミャンマー移民法とミャンマー・パスポート法の規定の下では、ミャンマー市民がパスポートを所持せずにミャンマーに入国するのは犯罪です。この犯罪には自由刑、罰金又はこの両方が科せられる可能性があります。」

「ミャンマーのパスポート規則は、『ミャンマー連邦の外に出る者は、パスポートを所持していない限り、海路又は陸路でビルマ連邦に入ることはできない』と定めています。」

「有効なパスポートか所管官庁が交付した証明書を持たずにミャンマーに入国する者は、ミャンマー移民法第 10 条に基づき逮捕されます。同条項は次のように定めています。

『入国管理官又は警察官は、あらゆる場所又は乗り物内に入り、この法律の条項のいずれかに違反している、違反した、又は違反しようとしていることが合理的に疑われる者を令状なしで逮捕することができる。』

「さらに、有効なパスポートや所管官庁が発行した証明書を持たずにミャンマーに入国する者には、ミャンマー移民法第 13 条に基づき自由刑、罰金又は両方が科せられます。同条項は次のように定めています。

『この法律のいずれかの規定、この法律に基づく規則又は許可若しくはビザで定めるいずれかの条件に違反してミャンマー連邦に入国する若しくは入国しようとする者又は合法的に入国した後残留する若しくは残留しようとする者には、最低 6 か月最高 5 年の自由刑、最低 1,500 チャットの罰金又はその両方が科せられるものとする。』

「したがって、ミャンマー移民法は、ミャンマー市民がミャンマー連邦の有効なパスポート又はパスポートに代わる所轄官庁交付の証明を持たずにミャンマーに

入国することを明示的に禁じています。この証明は、有効な又は期限の切れたパスポートを所持していない者に管轄の大使館が交付する身分証明書です。」

「ミャンマー・パスポート法に基づき、連邦大統領は、ミャンマー連邦に入国する者がパスポートを所持することを義務付ける規則及びこの目的に付随するあらゆる事柄に関する規則を制定することができます。この権限に基づき、連邦大統領は、パスポートを所持していない者のミャンマー連邦への入国を禁止することができます。」

10.4.4 弁護士は次のように締めくくっている。「上記を踏まえ、パスポート又は所管官庁が交付した証明書を所持せずに帰国するミャンマー国民は、ミャンマー移民法とミャンマー・パスポート法に基づき自由刑を科される可能性がある。」

10.4.5 DFAT は、「ミャンマーを不法に出国したミャンマー帰還者は、厳密には不法に国境を通過したという理由で最高 5 年の刑に処せられる可能性がある。DFAT は、この規定は近年執行されていないと理解している」と述べている。[\(出国ビザも参照\)](#)。

10.5 ブラックリスト

10.5.1 DFDL の弁護士は次のように述べている。

「ミャンマーの旧軍事政権は、政治的反体制主義者又は政権への脅威とみなされる人物のブラックリストを作成しました。ミャンマー国内のブラックリスト掲載者は国外旅行のためのパスポートの取得が禁止され、国外のブラックリスト掲載者は帰国が困難でした。」

10.5.2 2016 年 8 月 3 日、ラジオフランス・アジア (Radio Free Asia, RFA) は、ミャンマー市民 248 人と外国人 371 人を含む 619 人の名前が、政治的脅威とみなされる人のビルマ入出国を制限するこの国の『ブラックリスト』から削除されたと報告した。報告によると、5 月に外務省は、この削除により「旧政権下で亡命しブラックリストに掲載されていた人々がミャンマーに帰国できる」ようになる。

10.5.3 国連特別報告者は、2016 年 8 月 29 日付報告において、「数名の市民社会アクターがミャンマー入国に対するビザの制限に直面したり、『ブラックリスト』に再び掲載されたりした」ことを懸念していた。

10.5.4 DFDL の弁護士は次のように述べている。

「2012 年 8 月、ミャンマーの前大統領テイン・セインが、外国民とミャンマー国民 2,000 人の名前をブラックリストから削除しました。ミャンマーの旧軍事独裁政権から平和と安定への脅威とみなされていた人々です。」

「2016 年 7 月、新ミャンマー政府は、さらにミャンマー国民 248 人と外国人 371 人の名前をブラックリストから削除しました。労働・入国管理・人口省

(Ministry of Labour, Immigration and the Population) 連邦大臣 (Union Minister) の指示に従い、リストは内務省 (Ministry of Home Affairs) や外務省 (Ministry of Foreign Affairs) など関係省庁に引き渡されました。同省は「国の価値に貢献する」人々の名前を引き続き削除すると断言しました。連邦大臣は、ブラックリストからの政治活動家の削除を優先事項として強調しました。」

「現時点では、185 人のミャンマー国民と 3,566 人の外国人がまだブラックリストに残っていますが、新政府はこの人数をさらに削減しようとしています。」

「要約すると、英国で政治的に活動していても、ミャンマーのパスポート又は正式に発給されたビザのある外国のパスポートを所持する人は、ミャンマー帰国時に移民法違反になるリスクはありません。」

附属文書

2017 年 1 月 17 日

英国内務省

[編集済み]

国別政策・情報チーム

移民・国境政策局 (Immigration and Border Policy Directorate)

[編集済み]

電子メール:[編集済み]

件名：政治活動家に関する助言書

拝啓[編集済み]

ミャンマーの政治活動家並びにミャンマーの政治活動家のミャンマーからの不法出国及び帰国した場合の法的帰結に関し当事務所の法的援助を求める 2016 年 11 月 28 日の電子メールをありがとうございました。次のように助言いたします。不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

1. 背景

DFDL は次の問題に関し情報提供の要請を受けた。

1. ビルマ（ミャンマー）の出国には依然として出国ビザが必要か？
2. ビルマ国民がパスポートを所持せず帰国した場合に投獄されるか？
3. 英国で政治的に活動している者（ビルマ政府の批判者など）は、ビルマへの帰国時にリスクにさらされるか？

2. 参照法律

1920 年ミャンマー・パスポート法

1948 年ミャンマー・パスポート規則

1947 年ミャンマー移民（緊急規定）法

法的助言

3.1 ミャンマーからの出国には依然として出国ビザが必要か？

ミャンマーからの出国には出国ビザは必要ありません。

ミャンマー・パスポート法（Myanmar Passport Act）とミャンマー移民法（Myanmar Immigration Act）は、いずれもミャンマーを出国するためのビザに関する法的規定を明示的に定めていません。両法の規定は主にミャンマー入国のための入国許可とパスポートビザに関するものです。

旧政府の旧政策の下では、ミャンマー市民が合法的にミャンマーを出国するには有効なパスポートと「D フォーム」として知られる有効な出国書類を所持している必要がありました。しかし、この有効な D フォーム所持の要件は 3 年前に廃止されました。

ミャンマーの市民は、内務省下のミャンマー・パスポート発給委員会（Myanmar Passport Issuing Board）が発給した有効なパスポートを所持していれば合法的にミャンマーを出国することができ、入国予定国に入国するための管轄大使館発給の有効なビザの所持が条件となる場合があります。ミャンマーの市民は、ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港、ネピドー国際空港、タチレク（Tachilek）、ミャワディ（Myawaddy）、ティーキー（Htee Kee）、コータウン（Kawthoung）などのミャンマーの国際的な入国／出国地点からの出国することができます。

3.2 ビルマ国民がパスポートを所持せず帰国した場合に投獄されるか？

ミャンマー移民法とミャンマー・パスポート法の規定の下では、ミャンマー市民がパスポートを所持せずにミャンマーに入国するのは犯罪です。この犯罪には自由刑、罰金又はこの両方が科せられる可能性があります。

ミャンマーのパスポート規則は、「ミャンマー連邦の外に出る者は、パスポートを所持していない限り、海路又は陸路でビルマ連邦に入ることはできない」と定めています。

有効なパスポートや所管官庁が発行した証明書を持たずにミャンマーに入国する者は、ミャンマー移民法第 10 条に基づき逮捕される。同条項は次のように定めています。

「入国管理官又は警察官は、あらゆる場所又は乗り物内に入り、この法律の条項のいずれかに違反している、違反した、又は違反しようとしていることが合理的に疑われる者を令状なしで逮捕することができる。」

さらに、有効なパスポートや所管官庁が発行した証明書を持たずにミャンマーに入国する者には、ミャンマー移民法第 13 条に基づき自由刑、罰金又は両方が科せられます。同条項は次のように定めています。

「この法律のいずれかの規定、この法律に基づく規則又は許可若しくはビザで定めるいずれかの条件に違反してミャンマー連邦に入国する若しくは入国しようとする者又は合法的に入国した後残留する若しくは残留しようとする者には、最低 6 か月最高 5 年の自由刑、最低 1,500 チャットの罰金又はその両方が科せられるものとする」。

したがって、ミャンマー移民法は、ミャンマー市民がミャンマー連邦の有効なパスポート又はパスポートに代わる所轄官庁交付の証明を持たずにミャンマーに入国することを明示的に禁じています。この証明は、有効な又は期限の切れたパスポートを所持していない者に管轄の大使館が交付する身分証明書です。

ミャンマー・パスポート法に基づき、連邦大統領は、ミャンマー連邦に入国する者がパスポートを所持することを義務付ける規則及びこの目的に付随するあらゆる事柄に関する規則を制定することができます。この権限に基づき、連邦大統領は、パスポートを所持していない者のミャンマー連邦への入国を禁止することができます。

上記を踏まえ、パスポート又は所管官庁が交付した証明書を所持せずに帰国するミャンマー国民は、ミャンマー移民法とミャンマー・パスポート法に基づき自由刑を科される可能性がある

3.3 英国で政治的に活動している者（ビルマ政府の批判者など）は、ビルマへの帰国時にリスクにさらされるか？

ミャンマー・パスポート法第 3 条に基づき、連邦大統領は次の事項を定める規則を執行する権限を与えられている。

- (a) パスポートを所持しない者にミャンマー連邦への入国を禁じる。
- (b) この法律に基づきパスポートを発給する当局の任務及び責任を定める。
- (c) この法律に基づく規定の一部又は全部の人又は特定の種類の人への適用を免除する。

ミャンマーの旧軍事政権は、政治的反体制主義者又は政権への脅威とみなされる人物のブラックリストを作成しました。ミャンマー国内のブラックリスト掲載者は国外旅行のためのパスポートの取得が禁止され、国外のブラックリスト掲載者は帰国が困難でした。

2012 年 8 月、ミャンマーの前大統領テイン・セインが、外国民とミャンマー国民 2,000 人の名前をブラックリストから削除しました。ミャンマーの旧軍事独裁政権から平和と安定への脅威とみなされていた人々です。

2016 年 7 月、新ミャンマー政府は、さらにミャンマー国民 248 人と外国人 371 人の名前をブラックリストから削除しました。労働・入国管理・人口省（Ministry of Labour, Immigration and the Population）連邦大臣（Union Minister）の指示に従い、リストは内務省（Ministry of Home Affairs）や外務省（Ministry of Foreign Affairs）など関係省庁に引き渡されました。同省は「国の価値に貢献する」人々の名前を引き続き削除すると断言しました。連邦大臣は、ブラックリストからの政治活動家の削除を優先事項として強調しました。現時点では、185 人のミャンマー国民と 3,566 人の外国人がまだブラックリストに残っていますが、新政府はこの人数をさらに削減しようとしています。

要約すると、英国で政治的に活動していても、ミャンマーのパスポート又は正式に発給されたビザのある外国のパスポートを所持する人は、ミャンマー帰国時に移民法違反になるリスクはありません。

4. 留保条件

当事務所の助言には次の留保条件が適用されます。

- (a) 1947 年まで英国の植民地支配下で制定・施行された「ビルマ法典」に基づく法律が相当数あり、その多くがミャンマーで依然として施行されています。政治的色彩の異なる政府がかわるがわる政権に就いたことで、1947 年以降の法制定に対するアプローチは一貫性に欠けたものになりました。過去 5 年間のミャンマーの法令はしばしば (i) きちんと起草されていない、上に (ii) 文書化されていない慣行、透明性に欠ける方法で採用・適用された政策、政府機関と当局の裁量的決定、現行法令の規定を行使するため又はかかる規定に従い付与されていない権限の行使により補足又は改正されてきました。こうした慣行、政策、決定及び権限の行使は、次のいずれかに該当するものです。
 - i. 公表又は発表されていない。
 - ii. 裁判所により裁定されたものでも、立法機関により制定されたものでもない
 - iii. 予告なしに変更されることがある。
 - iv. 一貫性のない適用がなされている。
- (b) 当事務所は、ミャンマーの官報に掲載されている法令のみに依拠しています。官報に現行法令が完全に記録されているか否かについては確信が持てません。したがって、法令に対する我々の理解が、現在官報に掲載されていない法令を理由に変更になる場合、当事務所はいかなる当事者に対しても責任を負いません。
- (c) 1948 年から 1987 年および 2011 年から 2012 年にかけて制定された法律については、ミャンマーの公用語版の非公式英語翻訳に頼らなければならない場合があります。こうした法令に関する情報を英語で作成し、伝達する場合の、同一又は類似の概念を表現する 2 つの言語間の整合性について、あるいは、未知の背景状況によって別の解釈が可能になる場合について、当事務所は責任を負いません。
- (d) ミャンマー政府の当局者又は通知の上でリストに掲載されたミャンマー国籍保有者との貿易、投資、その他の財務上又は商業上の取引を依然として制限している国があります。本書に掲載する情報は、そのような制限についての解説又は助言として解釈されるものではなく、またそのように解釈すべきものではありません。
- (e) 本書に掲載する情報はミャンマーの法律に基づくものであり、ミャンマー以外の管轄の法律に関する助言又は意見として解釈すべきものではありません。
- (f) この助言は法的助言に限定されます。税務上の考慮事項は含まれていません。

5. 信頼性

この助言は、

[編集済み]

- ・ 本書に記載されている事項に限定されており、言外の含みとして他の事項に拡大適用されるものではありません。
- ・ 関係する法律についての目的である取引及び取決めにのみ関連する法的助言と解釈されるものとし、特定の取引がミャンマーの法律及び規制の下で合法であるとする弁護士の正式な陳述である法律専門家の意見ではありません。
- ・ 特別な取決めがない限り、規制当局の法律やその他の慣行の今後の変更を考慮して改訂することはありません。後日に当事務所の助言に依拠するのであれば、貴殿の責任においてあらためて助言を求めてください。

上記の当方の見解は現時点で十分なものであると存じます。本書の内容に関して不明な点がございましたら、お問い合わせください。

敬具

DFDL